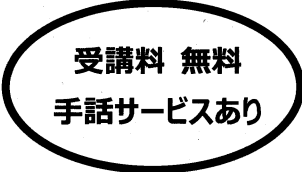


【セミナー&相談会】



# ハラスメント発生時に 企業が取るべき対応と再発防止策

近年、職場で様々なハラスメントが顕在化し、大企業は2020年6月から、中小企業は2022年4月から改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）の対応が義務付けられています。


企業は「ハラスメント」に対する職場内の意識向上を図るとともに、問題が生じた場合には迅速な対応が求められています。

本セミナーでは、実際に相談が持ち込まれた時に迅速で適切な対応がとれるように、発生時に取るべき対応とその注意点、及び効果的な再発防止策について、豊富な事例に基づいて実践的に解説します。

	時間	内容
<b>令和6年 1月17日</b>  (水)	13:30 ~ 15:30	<b>【相談窓口の設置から関係者への聞き取りまで】</b> ○ハラスメント／事業主の措置義務に関する基礎知識 ○「相談窓口の設置・周知」のポイント ○「通報受付時の初動対応」のポイント ※内容は一部変更となる場合がございます。ご了承ください。
	15:30 ~ 16:30	<b>【相談会】</b> 相談員（小鍛冶講師、当所労働相談担当職員）
<b>令和6年 1月19日</b>  (金)	13:30 ~ 15:30	<b>【事実確認から再発防止措置まで】</b> ○「相談者ヒアリング」のポイント ○「行為者・第三者ヒアリング」のポイント ○「事実認定と認定事実に基づく対応」のポイント ○「ハラスメントの予防」のポイント ○（補足）就活ハラスメント／カスタマーハラスメント対応のポイント ※内容は一部変更となる場合がございます。ご了承ください。
	15:30 ~ 16:30	<b>【相談会】</b> 相談員（小鍛冶講師、当所労働相談担当職員）

※2日間を通してご受講ください。

- 講師 **弁護士 小鍛冶 広道 氏**
- 会場 **東京都労働相談情報センター多摩事務所 7階 セミナー室(アクセス裏面)**
- 対象者 使用者、人事労務担当者、テーマに関心のある方
- 定員 70名（※要事前申込）  
※手話通訳あり（事前申込制）、手話通訳をご希望の方は **12/26(火)まで**にお申し込みください。
- 申込先 **東京都労働相談情報センター多摩事務所**  
TEL: 042(595)8731  
HP: TOKYO はたらくネット  

- 主催  **東京都労働相談情報センター多摩事務所**
- 共催 立川市、狛江市、多摩市、八王子商工会議所、公益社団法人八王子法人会、公益社団法人日野法人会

※災害等やむを得ない事情によって、セミナー開催を中止又は延期することがあります。中止・延期の際は、ホームページ「TOKYO はたらくネット」でお知らせいたします。